

越前国一乗谷周辺での山林利益

— 中世城郭廃絶後の土地利用をめぐる —

新谷和之

はじめに

戦国時代に築かれた山城のほとんどは、近世城郭の成立とともに役割を終え、建物などは失われることとなった。一方で、土塁や堀などの防御施設の痕跡は、廃絶後四〇〇年以上経った今でも確認することができる。地表面で観察できるこうした遺構を図化し、分析する作業は、山城の軍事的な機能を明らかにするとともに、山城が機能した時期や城主の権力構造を探るための有力な材料を与えてくれる。

ただし、中世山城の遺構がまったく手つかずの状態に残されることはほとんどない。集落から隔絶した位置にある山城は稀で、多くの山城跡は近世以降、周辺地域の人々の生活圏に含まれることとなった。そのため、山城跡では主に山林資源の獲得を目的とした様々な活動が行われ、結果として遺構の一部がしばしば損なわれた。山道や植林のための段築、炭焼き窯や境界を示す土塁などは、山城跡を歩くとよく目にするものである。これらの行為は、一面では城郭遺構の「破壊」ないし「改変」であり、山城の構造を捉える上では除去すべきノイズとなる。

しかし、近世以降の山林利用という面では、地域史の重要な一コマといえる。筆者はかつて、高地山城（和歌山県）の遺構を分析するなかで、後世の山林利用の実態を説明することが中世城郭の研究に必要なと指摘したことがある（拙稿 二〇一八）。近世以降の山林利益の実態を踏まえた上で、山城跡

が「改変」される過程をあとづけることで、重層的な土地利用の歴史を浮かび上がらせるとともに、山城のオリジナルな形態に迫る確実な手がかりを得ることができないのではないだろうか。

上記の課題認識に基づき、本稿では、一乗谷城（福井県福井市）とその周辺での山林利益に着目し、山城跡の近世以降の展開について論じることとする。一乗谷は、戦国大名朝倉氏の城下町として非常に有名である。朝倉氏の滅亡後、大きな開発の手が及ばなかったため、戦国時代の居館や城下町の痕跡が大変良好な形で残され、戦国期城下町の姿を知るための格好の素材となっている。この城下を見下ろす山上に、一乗谷城は築かれた。一乗谷城については、『福井市史』編纂の過程で測量図が作成され、多数の畝状空堀群をもつ特異な構造が明らかにされている（青木 一九九七・二〇〇三、福井市 一九九〇・一九九六・一九九七a）。しかし、発掘調査が行われていないこともあり、それぞれ曲輪の役割や麓の居館との関係については不明な点が多い。また、一乗谷の都市論は枚挙に暇ないが（小野 一九九七など）、山城も含めた都市構造の解明については課題として残されている。戦国期の拠点山城が、少なからず山上に築かれたことを念頭に置くならば（内堀他 二〇〇六など）、朝倉氏の本拠においても山城の位置づけは再度検討すべきであろう。

そこで筆者は、昨年度より一乗谷城の遺構調査を進めている。その詳細な報告は改めて行う予定だが、一乗谷城が当該期の拠点山城としてふさわしい規模

と内容を持ち、さらに遺構が極めて良好に残されており、地表面観察を丹念に行うことで多くの成果が得られるとの印象を現時点ではもっている。一方で、城が廃絶した後の土地利用の痕跡もみることができた。本稿では、この現地調査での知見を手がかりに、文献史料や聞き取り調査の成果も踏まえて山林利用の実態に迫り、山城跡での重層的な歴史の一端を明らかにしたい。

一 現地調査にみる山城跡の「改変」

まず一乗谷城の位置を図1で確認しておく。一乗谷は、福井市街より約九五キロ南東に位置し、足羽川より派生した一乗谷川が谷筋を南北に流れる。この谷のなかに、朝倉氏の居館や城下町が形成された。そして、谷を見下ろす山上に城が築かれた。

『福井市史 資料編1 考古補遺』（福井市 一九九六）所収の「第3図 一乗谷と周辺の遺構配置図」に示された城郭遺構の範囲は、図1に黒塗りした部分である。ここから、谷全体を取り囲むように城郭の遺構が広範に及んでいることがうかがえる。特に西峰の遺構群は、城下を画する南北の城戸（上城戸・下城戸）の位置を意識して築かれており、城下を防御する意図を読み取ることができる。一方、城下東方の山上では、一乗城山（標高約四七五メートル）の周辺に遺構が集約されており、詰城としてふさわしい規模と内容をもっている。一般的にはこの部分を「一乗谷城」と呼んでいるが、当然西峰の遺構群と無縁ではなく、これら全体を含めて広義の「一乗谷城」とすべきなのかもしれない。

さらに、福井県が実施した城館跡の分布調査によると、一乗谷の周辺では朝倉氏に關係する城館が多数確認されている（福井県教育委員会 一九八七）。これらは一乗谷を防御する機能の一端をそれぞれ担っていた可能性があり、そ



図1 一乗谷周辺現況図（国土地理院の2万5千分1地形図に加筆）

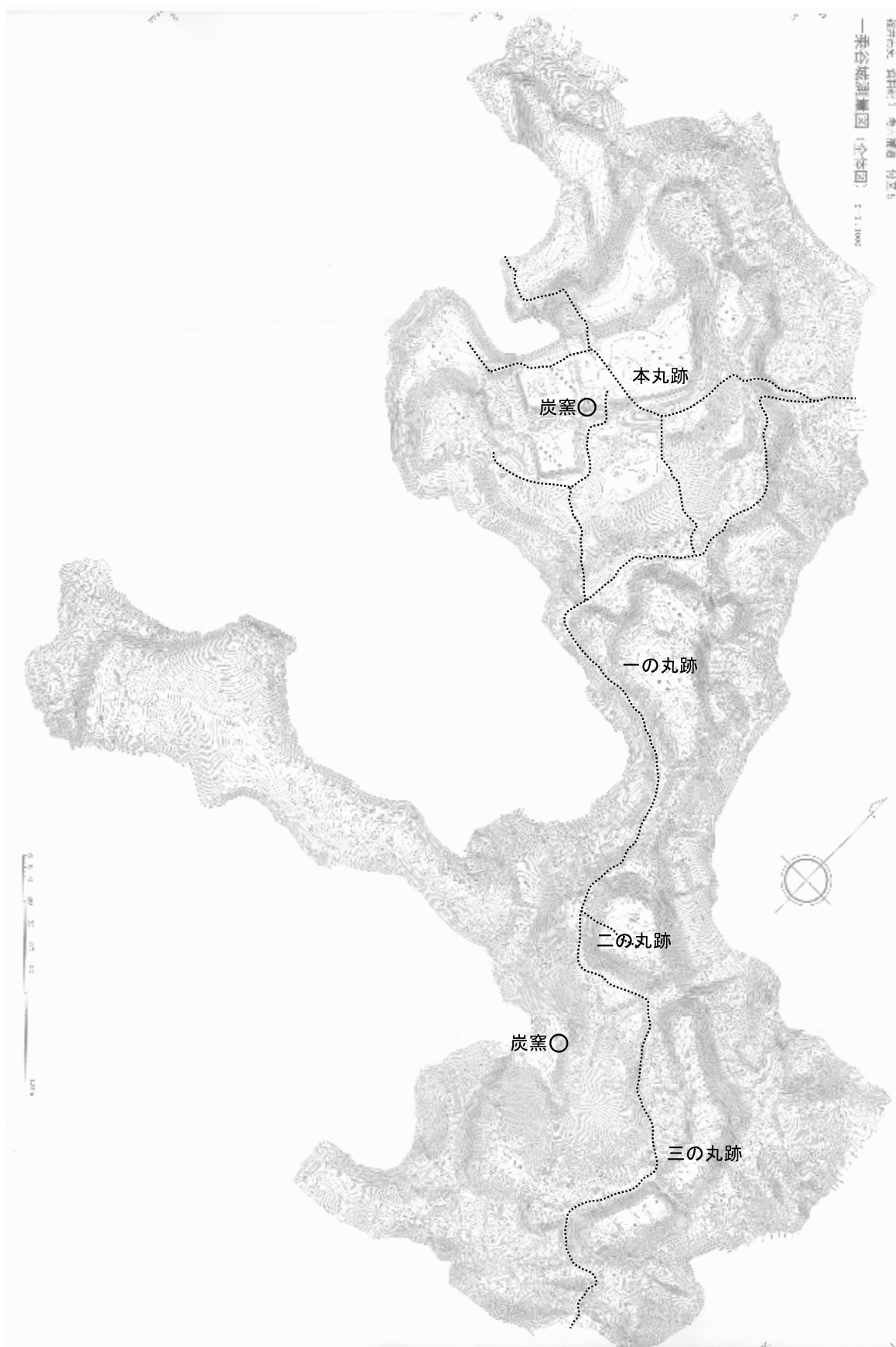


図2 一乗谷城測量図 ([福井市 1990] 所収図に加筆)

それぞれの具体的な役割については今後の解明が待たれる。だが、本章ではひとまず旧知の「一乗谷城」の範囲に限って現況をみることにしたい。

図2は、福井市が作成した一乗谷城の測量図〔福井市 一九九〇〕に加筆したものである（以下、特に断りのない限り本図の範囲を一乗谷城とする）。これをみると、当城は大きく二つのエリアにわかれることがうかがえる。

一つは、一の丸跡と本丸跡を合わせたエリアである（以下、曲輪群の呼称は〔福井市 一九九〇〕に基づくが、これらは同時代の呼称ではないことに注意が必要である）。一の丸跡は、標高約四七七メートル地点を最高所として曲輪を段々に造成し、西下に空堀をめぐらす。ここから北西の尾根上に削り残しの土塁が続き、斜面下に畝状空堀群を配することで北面に対する防御を固めている。この一の丸跡とそこから派生する土塁ラインに守られる形で、本丸跡の曲輪群が配置されている。ここは当城のなかで平場の面積が最も大きいエリアであり、実質的な城の中心と考えられる。

もう一つは、二の丸跡と三の丸跡からなるエリアである。二の丸跡は標高約四六四メートルを最高所とし、三の丸跡との間は大規模な堀切で遮断している。二の丸跡の西尾根には三条の堀切が確認でき、そのうち一番外側の堀切は二の丸跡からは二五〇メートル近く離れている。三の丸跡は城内で最も高い位置にあり、曲輪の斜面下には畝状空堀群がめぐっている。

二の丸跡・三の丸跡がともに尾根上のピークを中心に曲輪を造成しているのに対して、本丸跡の曲輪は斜面に設けられている。従来、こうした斜面部の曲輪群は城郭らしくない遺構とみなされがちであったが、山寺と城郭との構造上の比較が進むなかで、斜面に曲輪群を設ける拠点城郭が一定数存在することが明らかになった（中西 二〇〇四など）。したがって、当城はこのような斜面部を主体とする遺構群（一の丸跡・本丸跡）に、山頂を中心とする二の丸跡・

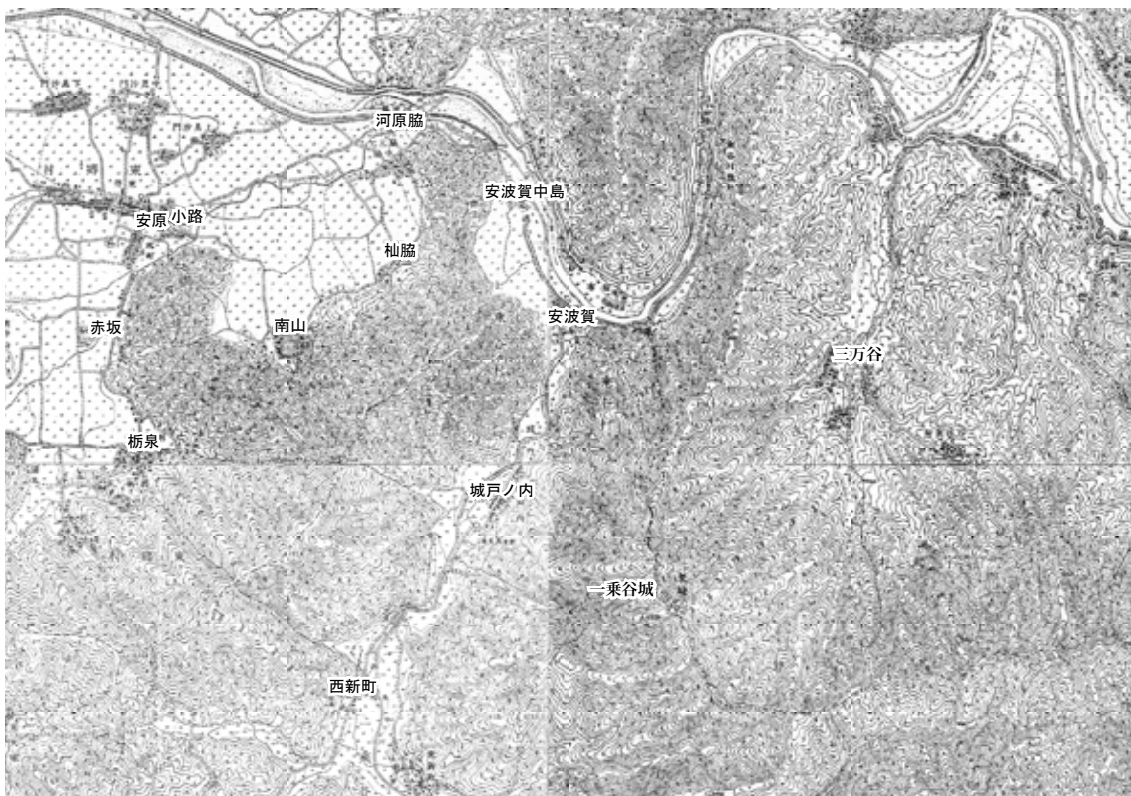


図3 明治期の一乗谷周辺図（正式2万分1地形図に加筆）

三の丸跡が融合した城郭と捉えることができよう。

この二つの曲輪群は、どのようにつながっていたのであろうか。図2の点線は、現在確認できる山道をあらわしている。これによると、城の北東側の斜面より尾根上に取り付き、一の丸跡・二の丸跡・三の丸跡の西側斜面下をめぐる山道が確認できる。しかし、この道は本丸跡の背後にある土塁を一部横切り、その上を通る格好になっており、築城当時の道とはみなしがたい。一方、本丸跡より谷筋を下っていく山道は、麓の館に通じるものと考えられ、本来の登城路である可能性が高い。

これらの山道は、明治四十二年（一九一〇）測量の正式二万分一地形図では既に見ることができ。図3には、安波賀より尾根伝いに一乗城山へ通じる山道が破線で示されている。これが、先にみた一の丸跡から三の丸跡へ至る山道に該当する。また、本丸跡より西方の谷を下って城戸ノ内方面に至る道も表現されている。少なくとも明治末年には、麓の地域住民が山林利益などの目的で城山一帯に出入りするための道が存在したことがここからわかる。

城山での利益をうかがわせるものとして、炭焼き窯の痕跡がある。図2では「炭窯」の表記を二ヶ所にみることができ。実際に本丸跡の炭窯跡を確認したが、斜面に円形の掘り込みが設けられており、典型的な炭焼き窯の形態を示していた。当地は「千畳敷跡」とされる広い曲輪の南端にあたり、作業スペースには事欠かない。また、二の丸跡の下の炭焼き窯も、緩やかな谷あいの奥にあり、千畳敷跡ほどではないが一定のスペースが確保できるところである。このように、山城の遺構や地形条件を活かして炭が製造されたと評価できる。

原材料が容易に調達できるとはいえ、標高四〇〇メートルを超える高所での炭焼きは骨の折れる作業であっただろう。こうした山林利益は、いつどのような社会背景のもとで行われたのだろうか。以下、文献史料と聞き取り調査の成

果を踏まえて考察を深めていく。

二 一乗谷村における林業の展開

本章では、一乗谷村での森林育成事業の展開過程をたどることで、一乗谷城での山林利益の背景を探ることにしたい。なお、ここでの一乗谷村とは、市制・町村制の施行に伴い成立した近代の行政村を指し、図1に四角囲みで示した村々からなる。

明治三十七年（一九〇四）十一月、福井県は県営模範林の設置を計画し、東郷村・一乗谷村にまたがる約二二〇歩の国有林が払い下げられた。ここでは、杉・檜を中心に二十ヶ年かけて造林を行う計画が打ち出されている（福井県一九九四）。これに関して、『福井県之農業』（福井市一九九四）²⁰⁴には「足羽郡東郷村及一乗谷村地籍内不要存置国有林百二十二町七反三畝十一歩ヲ代銀壹万七千八百八拾銭ニテ明治三十八年購入ス、而シテ其後隣接地タル一乗谷村地籍ニ於テ私有林四町一反二十四歩ヲ金壹千参百七拾円八拾四銭ニテ購入シ、又境界錯雑地タル東郷村地籍ニ属スル六町一反四畝二十九歩ヲ壹千参百拾九円六拾五銭ニテ売却処分シ、現在面積百二十町六段九畝歩トス」とあり、隣接地や錯雑地の処置も含めて詳細に記されている。

一乗谷村の県有模範林
（一乗谷村役場文書 [福井市 1994] 202）

大字	面積（町. 反. 畝. 歩）
西新町	2. 2. 7. 8
安波賀	5. 2. 5. -
安波賀中島	17. 2. 2. 28
城戸ノ内	40. 4. 5. 8

この模範林の内訳は上表の通りである。これによると、模範林は北は安波賀中島から南は西新町まで及び、城戸ノ内に属する部分が最も広い。この大字の分布と、東郷村との錯雑があった事実を踏まえるならば、模範林は一乗谷の西側の山地に

設定されたことが明らかである。ここは、前章でみた一乗谷城とは谷を挟んで向かいの位置にあたるが、小規模な城郭遺構が尾根筋に点在し(図1)、戦国時代には城下を守るための防衛ラインが設定された部分である。

その後、明治四十五年二月に定められた一乗谷村の村是では、村の林業の課題と改善策が次のように打ち出されている。

本村山林反別ハ三百九十町余ノ多キニ達シ、地質又肥沃ナルモ人造林少ナク、一ケ年一反歩ヨリ収入スル金額僅カニ壹円四拾銭内外ニ過キス、今林地ニ適スヘキ樹種ヲ以テ山林地ヲ整理スル時ハ多大ノ収益ヲ得ラルヘシ、当業者ニ於テ己ニ杉・檜ノ植樹ニ着手セルモ、未タ微々タルニヨリ一層造林ノ普及ヲ図ラン為メ、四十五年春期或ハ四十五年冬季ヨリ着手シ、全反別三分ノ一即チ百三十町歩ニ植林奨励員ヲ設ケ一般ニ勸掌シテ、毎戸百本ツ、向フ三十ケ年継続シテ造林セシムルトキハ、其当時ニ於テ年々生産額壹万四千円余ヲ得

(一乗谷村役場文書「福井市 一九九四」126)

すなわち、山林の面積は大きく、地質はよいが、人造林が少ないため収益が少ない点が課題であるという。そこで、林地に適した樹種を増やして山林を整理すべきであると述べている。既に杉・檜の植樹に着手しているとあるのは、県営模範林での造林計画によるものであろうか。ともあれ、一層の造林の普及を図るため、一三〇町歩ごとに植林奨励員を置き、毎戸一〇〇本を三十年間継続して造林すれば、生産額は飛躍的に増大すると目論んでいる。

この造林普及の方向性は、大正天皇の即位に伴う大典記念事業の一環で具体的な計画として位置づけられた。『御即位大典記念事業』(福井市 一九九四)23)の「一乗谷村」の項には「植樹 村内二百戸ノ山林所有者申合ヲ以テ春秋兩期ニ杉・檜百本ヲ各自植栽シ、大正三年ヨリ向フ十ケ年間ニ総計二十万本ノ

植樹ヲ行ハムトス」とあり、杉・檜を戸別に一〇〇本植樹し続けるという村是の提言が活かされたことがわかる。

ただし、この計画は順調に推移したわけではなく、後に方向転換を余儀なくされる。昭和九年(一九三四)度、一乗谷村は経済更生計画樹立村に指定された(福井市 二〇〇四)。この時に作成された「足羽郡一乗谷村経済更生計画書」(福井市 一九九四)144)からは、一乗谷村の林業が当時直面していた課題やそれを打開するための村の方針を読み取ることができる。

まず「一 村政ノ概要」では「殖林ハ杉ノ適地トシテ最モ盛ニ殖付ツ、アルモ、雪害等ノ為メ相当被害多キヲ以テ大植林ヲ期待シ得ズ」とし、雪害のため大規模な植林が困難な現状が述べられている。一方で、「木炭ノ産額五万貫ヲ示シツ、アルモ、乱伐ニ編セズ林種ノ改善ニ努ムレバ将来有望ナル現況ニアリ」とあり、木炭は今後収益をのぼすことができる産品であるとみている。

これを受けて、「二 基本調査批判」では「将来農業経営改善ノ一方法トシテ林業経営ノ一部ヲ変更シ、従来ノ杉・檜ノミノ殖樹ハ、漆・栗・油桐・櫟ノ有利ナルモノヲ増殖シテ、過剰労力ヲ利用シ年収ノ増加ヲ図ルベキナリ」とし、杉・檜のみの植樹から漆・栗・油桐・櫟なども含めた植樹へと転換し、収益性を高める必要があると述べている。その上で、「三 経済更生ノ大綱」の「五 山林ノ利用」では次のようにまとめている。

- イ 栗ノ栽培 ハ本村ニ適スルヲ以テ苗木ノ共同購入ヲ行ヒ以テ之ガ奨励ヲ行フコト、
- ロ 漆栽培 鹿俣区ニ実行組合ノ設置アリ、更ニ之ヲ拡充シ浄教寺・東新町等へ漸次之ヲ奨励スルコト、
- ハ 木炭ノ改良 製炭ノ改良等ノ一助トシテ、木炭改良講習ヲ冬季積雪ノ時期ヲ選ミ之ヲ実施スルコト、

すなわち、栗については苗木の共同購入により、栽培を奨励することが謳われている(イ)。漆については、鹿俣にある実行組合を拡充し、浄教寺・東新町へと順次奨励していく方針が示されている。一乗谷村の南部を拠点に、漆の栽培を広めていく構想がうかがえる。木炭に関しては、冬季に改良講習を実施し、製炭の改良の一助とするとある。「改良」の意味合いについては十分に読み取ることができないが、「概要」において「林種ノ改善」とあることから、原料となる樹種の吟味や製造技術の工夫などを通じて木炭の質を高めることに主眼を置いているように思われる。

右のように更生計画は、栗・漆などの増殖及び木炭の「改良」による収益拡大の方向性を新たに打ち出した。このうち漆に関しては、過去の民俗調査において一乗谷での実績が確認されている。そこには「一乗谷地区や本郷地区では、河和田(鯖江市)からうるしかきが来て、木に傷を付けて汁を集めた。ウルシの木一本につきいくらかという契約であった」(福井市 一九八八、四四八頁)とあり、河和田の漆掻きが漆の採取を請け負っていたことが記されている。もつとも、明治末期には一乗谷村にも漆掻きが存在したとする見解もあり(福井県 一九八四、四〇六頁)、すべてを外部の漆掻きが担ったわけではないようである。いずれにせよ、一乗谷では漆の生産が一定量あり、その増産が更生計画において図られたのである。

一乗谷村は、昭和十三年度には経済更生特別指定村になり、一万円の補助金を受ける。しかし、戦時体制下、経済更生運動は変質を余儀なくされ、食糧増産運動などに再編されることとなった(福井市 二〇〇四)。そのなかで、薪炭の増産が大きな課題となる。昭和十九年度福井市事務報告(「福井市 一九九八」²⁴⁾では「薪炭事情ノ窮迫ニ鑑ミ、市営製炭ニ依リ積極的ニ協力スルト共ニ、薪生産統制組合ニ対シ助成シ、之ガ増産ヲ計リタリ」とし、市が薪炭の

増産を図っていることがうかがえる。また、「薪炭増産上林道ノ完備ハ急速ニ実施セシムルノ要アルヲ以テ、之ガ改修ニ対シ助成ヲ計リ」(同上)とあり、薪炭の増産のために林道の完備が急務であるとして、林道の改修に助成を行う方針を示している。薪炭の増産と林道の整備が関連づけられており、興味深い。実際に、本報告では下市町の室田与作の事例を助成の実績として挙げている。

では、この頃一乗谷村では薪炭の生産はどのように行われていたのであろうか。昭和十九年度福井市事務報告(「福井市 一九九八」²⁴⁾によると、一乗谷村浄教寺で福井精練加工株式会社が黒炭五〇〇俵を生産したことがわかる。同社は、絹織物の精練業を手がける会社で、大正十二年に県下の精練業八社の合同で創設された(福井県 二〇〇四)。本報告書によれば、同社は大野郡北谷村小原・村岡村暮見や坂井郡大安寺村村田ノ谷奥山でも木炭を生産しており、方々で製炭を手がけていたようである。なお、黒炭は中堅とも呼ばれ、白炭(本堅)よりも柔らかい炭である。炭材を燻の状態にし、排煙口と吸気口を密閉し、自然に消化してつくるのが黒炭で、窯から取り出し、消し粉をかけて炭化させるのが白炭である。黒炭は大量生産が可能で、県内産の約九割を占めたという(福井県 一九八四、福井市 一九八八)。福井精練加工株式会社は、大野郡では白炭も生産しているが、一乗谷村では黒炭のみ生産した。

戦後は、農地改革で創出された自作農層により積極的な造林が行われ、人工林が増加する。昭和三十六年(一九七一)、福井県は高度経済成長に伴う木材需要の増加を受けて、「植林地倍増計画」を策定し、十五年かけて人工林を倍増させようとした。これにより、杉を中心とした針葉樹の植樹が進み、広葉樹に取って代わっていった(福井市 二〇〇四)。

この戦後の造林は、現在に至る山林景観を大きく規定することとなった。一

乗谷においても、過去の民俗調査で「一乗谷地区ではどの家も杉を植えており、ヒノキやカラマツは隣の土地との境に目印として植えることがあった」（福井市 一九八八、四三六頁）と報告されており、杉中心の植生が確認できる。

右のように針葉樹の造林が進む一方で、昭和初期以来、山林での収益源として期待されていた木炭の生産は急速に衰退した。福井市の民俗調査によると、一乗谷地区での炭焼きは明治以前からあり、昭和四十年頃に終了したという（福井市 一九八八、四五〇頁）。高度経済成長のもとで進行した燃料革命により、薪炭業の斜陽化が進み、そのことが山村の過疎化に拍車をかけることになる（福井市 二〇〇四）。こうして、山林利益は大規模な木材生産にほぼ集約される形となった。

以上、一乗谷村の山林をめぐる政策レベルの動きを明治後半期から戦後にかけてたどってきた。ここでは、人造林を整えて木材の増産を図る動きと、木炭や漆などの増産により収益性を高めようとする動きが交錯し、時代によって政策の力点が異なることが確認できた。後者は、豪雪地帯での植林のリスクを考慮して打ち出されたが、高度経済成長に伴う木材需要の高まりとエネルギー構造の変化により、最終的には前者の方向性が卓越することとなる。もちろん、これにより先のリスクが解消されたわけではない。昭和五十六年一月の豪雪は、県下の植林地に大きな被害をもたらした。それゆえ県下では、雪の移動を防ぐ「段切り」や杉の品種改良により、雪による被害を防ごうとしている（福井県 一九八四）。厳しい自然環境に対応するため、造林の工夫が試みられたのである。

また、薪炭業などの展開に応じて、林道整備の必要性が意識されたことは重要である。このことは、前章でみた山城跡の「改変」の背景を示すものといえ

る。しかし、山林利益と地形改変の関わりといった具体的な問題については、生産者の視点も含めて追究すべきであろう。そこで次章では、聞き取り調査の成果を踏まえて、一乗谷周辺での山林利益の実態に迫ることにしたい。

三 聞き取り調査にみる山林利益の実態——三万谷の事例——

かつての山林業の様子を知る人は、現在では少なくなっている。そのなかで、三万谷地区において林業や炭焼きに従事した経験をもつ方々から幸いにもお話をうかがうことができた。本章では、その成果を記録として紹介し、一乗谷周辺での山林利益の一端を示すことにする。

三万谷は、足羽川の支流である三万谷川（田尻川）の谷奥に位置し、東西・上の三つの集落からなる。慶長期の越前国絵図では南宇坂中郷に含まれ、正保郷帳以降三万谷村となった。一乗谷城の東麓に位置するため、朝倉氏にちなむ伝承が豊富にある。たとえば、小字卵塔には朝倉孝景の甥である祖心紹越が開いた深岳寺があったと伝わる。卵塔では中世の石造物が多数みつき、伝承との関わりが注目される（現在、これらの石造物は覆い屋内で保管されている）。また、集落の中心に位置する白山神社には、朝倉景頼が奉納した舟形の不動明王像及び千手観音像が現存している（長谷川編 二〇一八・美山町 一九八四）。このように朝倉氏や一乗谷城との関わりが深い集落であることから、城山での山林利益を考える手がかりを得られるのではないかと考え、調査を行った。

聞き取りは、平成三十一年（二〇一九）二月二十七日に三万谷自治会館で実施した。お話をうかがうことができたのは、明瀬茂久氏（昭和九年生まれ）・上都仁嗣氏（昭和十七年生まれ）・掃部政弘氏（昭和十六年生まれ）・水野克己氏（昭和二十一年生まれ）の四名である。全員三万谷町の出身であり、明瀬・

上都・掃部の三氏は過去に林業ないし炭焼きに従事された経験をもち、水野氏は同町の自治会長を現在つとめておられる。

以下、聞き取った内容を項目ごとに整理して紹介する。なお、本調査においては川越光洋氏・石川美咲氏（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館）、徳満悠氏（福井県立若狭歴史博物館）のご助力を賜った。

○炭焼きについて

もともと三万谷の生活は炭焼きで成り立っていた。炭焼き窯は谷々にいくつもあつたが、その後の植林で失われたものもある。炭の原料は、檜・樺などの雑木である。これらは、堅くて火持ちのよい炭になる。焼き上がった炭のなかで、立派なものは商品にし、クズ炭は俵に詰めて家庭用に使用した。このクズ炭を「ゴズミ」という。

炭焼きをしていた集落の人々は、昭和四十年頃から集落の外に仕事を求めるようになる。五人ほど炭焼きを続けたが、いずれも自家用で、昔の窯を利用して行った。

○林業について

三万谷の山はおおむね私有林であり、それぞれ自分の持ち山で林業を手がけた。昭和四十年頃から針葉樹の植林が進み、林業が盛んになった。近頃は外国産の木材の進出などにより材木の単価が下がり、林業の継続は困難に



写真 三万谷の炭焼き窯跡（筆者撮影）

なっている。外国産の木材は軟らかく、加工しやすいが、強度に問題があると思われる。

材木は福井の市場まで運んだが、かつては材木屋と直接価格の交渉を行った。自動車普及する以前は、材木は馬や牛を使って運んだ。ただし、馬車が入らないところまでは人力で運んだ。三万谷では、筏は材木の運搬には用いない。なお、白山神社の近くに住む山本タダシさんがかつて博労をやっていた。

○一乗谷城・朝倉氏との関わり

現在の登城路は、農林組合が整備したものである。かつては小字滝の上から城山の方へ登っていく林道があつた。城山へ続く尾根道はかまぼこ状に盛り上がっており、これを「尾みち」という。

小字卵塔付近にあつた深岳寺には、かつて一休さんが僧侶としていたと伝わっている。卵塔の辺りをユンポで掘ると石仏がたくさん出てきた。現在は、これらをまとめて祀っている。

○三万谷の昔の暮らし

三万谷では、先祖の名前を屋号とする慣行がある。水野家の屋号は「ブヨウ」である。

ナワナイは重要な冬仕事のひとつである。筵・草履・牛の草鞋・足半など何でもつくった。

三万谷で電灯が最初に整備されたのは、別所の集落である。明瀬氏が四歳くらいの頃には、カンテラを拭いた記憶がある。

今回の聞き取りで得られた知見のなかで注目したいのは、第一に、三万谷でかつて炭焼きが盛んに行われていたことである。豊富な山林資源を活かすことのできる炭焼きは、山地を後背に抱える三万谷において重要な生業であつた。

今回、水野氏にご案内いただき、三万谷に残る炭焼き窯の跡を確認することができた。写真のように、斜面に丸い掘り込みを設け、たき口を開口させる典型的な炭焼き窯の遺構であり、一乗谷城内で確認したものとほぼ同様の形態である(ただし、三万谷の窯の方が大きい)。こうした窯が、かつては谷内に無数にあったという。「毎年他の郡村より炭焼夫が入って来て三万谷、別所、奈良、宇坂大谷等で製炭に従事して年々五〇〇貫余の木炭を産出した」(美山町 一九八四、二八二頁)との報告に信を置くならば、この一帯は他村の炭焼夫が出入りするほどの炭の一大生産地であったといえよう。

第二に、昭和四十年頃に炭焼きから植林への転換がなされたという点である。この時期は、前章でみた「植林地倍増計画」によって、県下全域で針葉樹の植林が進んだ時期である。三万谷でも同様の動きがあったことがここからうかがえる。一方、電灯の普及に象徴されるように、エネルギー構造の変化により薪炭の需要は激減し、三万谷でも炭焼きはごく一部の自給的な生産にとどまる形となった。そのため、炭焼き窯の多くは不要となり、植林で姿を消したのも少なくないという。

第三に、材木の運搬を人力や牛馬により行ったことである。この点については、山の反対側にあたる一乗谷村でも確認できる。すなわち、「一乗谷地区では、昭和の初め頃までは二人ないし四人がカタネ(肩に担いで)運び出した。カタネられないほど大きい木は数人で引っぱったり、牛や馬に引かせたりした」(福井市 一九八八、四四一頁)とあり、材木のサイズなどに応じて人力と牛馬を使い分けた。こうした運搬に際しては、山道の整備が必要となる。いわゆる「尾みち」はかまぼこ状に盛り上がっているといい、山林利益のための道として人為的に整備された可能性が高い。なお、「一乗谷地区では、山の分水嶺になっている所をオ(尾)といい」(福井市 一九八八、四三六頁)とあ

り、「尾みち」の呼称は一乗谷村側でも用いられているようである。

以上、聞き取り調査の成果を踏まえて、三万谷での山林利益の実態とその移り変わりをみてきた。聞き取りで得られる知見は、直接的には昭和初期頃の事態を示していると思われるが、炭焼きや人力・牛馬による材木の運搬、山道の整備に関してはさらにさかのぼる可能性が高い。そこで次章では、近世における山林資源の管理や利益の実態を探ることにしたい。

四 近世福井藩領における山林の管理と利益

これまで一乗谷とその周辺に限って、近現代の山林利益とそれに伴う開発の様相を捉えきた。本章では、近世に福井藩が領内の山林に対してどのような取り組みを実施していたのかをみることで、山林利益の一端をうかがうことにしたい。

福井藩は、山林資源の保全・管理を目的として山方法度(条目)と呼ばれる法令を定めた。現在確認できる法度のなかで最も古いものは、承応二年(一六五三)二月に出された全九条の条目である(家譜「福井市 一九九七b」39)。ここでは、藩が直接管理する御立山・御立敷での伐採を禁止すること、個人所有地での伐採には山奉行の許可が必要であることなどが定められている。

この条目は、延宝五年(一六七七)に全二十六条で再編した上で、改めて発布された(大安寺文書「福井市 一九九七b」¹⁴³)。このうち十一条には「先規より無之所二新規茨焼炭申間敷事」とあり、新規の茨焼炭の禁止が謳われている。また、十三条には「山漆之木持山之儀者不及申、請山・参剥山二而も柴・杓二茹ませ猥二伐取申間敷事」とあり、漆の木を柴や杓(木の枝や幹からのびた若い小枝)に交えて伐り取ることを禁じている。なお、参剥山は入会山のことである。本法度は山林に関する基本法令として重視され、村方はその遵

守を誓約する請書を作成した(福井市 二〇〇八)。

承応二年の山方条目にあるように、福井藩には山奉行という役職があった。山奉行は禄高一〇〇石程度の家臣二名で構成され、山方役所で下代二人を用いて山野の管理にあたった。安政四年(一八五七)に山方役所は廃止され、郡奉行が山奉行を兼任することとなるが、それまでは山奉行が藩領内の山野の管理を担った(福井市 二〇〇八)。

享保五年(一七二〇)、福井藩は十万石余りの幕領を預かり、山奉行はこの預所内の山野も管轄することとなった。この時に定めた「預所支配方達」(家譜「福井市 一九九七b」²⁶⁸)には、「御預所百姓江山奉行可申渡覚」として山野管理のルールが全九条で示されている。その内容は、先の山方条目と重なることが多い。ただし、八条に「新規に炭焼きを行いたい場合は山奉行の指図を受けるようにと定められている。炭焼きの可否も含めて、山奉行が山野の適切な管理を司る立場にあつたことがうかがえる。

時代は下るが、弘化三年(一八四六)十一月の「山奉行役動向覚」(農林省編 一九三四、一八七〜二二三頁)からは、山方役所の職務や藩領内の山野管理の詳細を知ることができる。このなかに、「東郷御立山之内松茸出生之節、御序を以御登山被為遊候得は、御山廻りハ勿論渡り組之者一人御山江為固メ差出置候、尤御登山ノミ之御儀ニも御座候へは私共之内一人罷出候義ニ御座候」とあり、東郷の御立山に藩主が訪れる際の取り決めとして、松茸が生えた折には御山廻りと渡り組の者一名が警固を行い、御登山のみの場合は山奉行のうち一人が付くことになっている。また、「東郷北方御立山之儀、無執込合在之下刈願候節ハ其段御奉行へ申達、山廻り并渡り組者始終付置立木刈交不申様吟味為仕申儀ニ御座候」とあり、東郷北方御立山で格別の事情があつて下刈り(雑

草・雑木の刈り取り)を行う場合は、山廻りや渡り組の者を付け置いて立木を刈り交ぜないように吟味するとしている。御立山の管理を、山奉行とその配下の山廻りや渡り組の者が担っていたことがわかる。

この東郷は、一乗谷の西方にあたる。同じ史料のなかで、東郷御立山の「守り村」として、栃泉村・赤坂村・南山村・仙^(嶺)脇村・河原脇村・安波賀中嶋村・安波賀村・城戸内村・西新町村・小路村・安原村の十一ヶ村が名を連ねている。これらの所在は、図3にゴシック体で示した通りである。一見してわかるように、これらの村々は一乗谷城の西向いの山を取り囲む形で位置している。したがって、この山が東郷御立山であると判断できる。また、ここに一乗谷城下町を守る城郭の遺構が点在していることは、一章で述べた。以上のことから、かつて朝倉氏の城郭が築かれた一乗谷西方の山が、近世に福井藩の御立山になったことが指摘できよう。

また、「山奉行役動向覚」は、炭焼きに関して「炭焼之儀、従先規焼来候村方之義ハ格別、新規願出候節ハ訳合相糺、右場所へ渡り組之者指出遂吟味故障於無之ハ御奉行へ申達、願之通相叶候ハ、右願書ニ御奉行裏判相究、役所へ村役人呼出シ、尚又御法通申聞、年季相究、尤運上銀取立御貯御金方へ上納仕来候処、冥加銀運上過料銀等役所引請ニテ定例御勘定所受取物并御立山修理等仕候様申達候処、天保五午年被仰付候二付、御貯御金方へ相納不申役所御趣法銀ニ仕置候」と定めている。すなわち、新規の炭焼きを願い出たところへ渡り組の者を派遣して吟味を行い、問題がなければ御奉行が願書を裏判を据え、村役人を山方役所に呼び出して炭焼きに関する取り決めを説明し、年季を定める。運上銀は、従来御貯御金方へ上納してきたが、御立山の維持管理費などとして山方役所の引き受けとするよう申し上げたところ、天保五年(一八三五)に認められ、役所の御趣法銀となつたことが記されている。炭焼きの申請を山

奉行が受け付けることは享保五年の「預所支配方達」に示されていたが、ここでは渡り組の者が現地で吟味を行っていることがわかる。さらに、炭焼きにかかる運上銀が藩の収益となり、天保五年以降は御立山の維持管理などを名目として山方役所の財政に組み込まれたことがうかがえる。

このように炭焼きや運上銀に関する取り決めが具体的になされていることから、炭焼きの願い出が徐々に増加していたものと思われる。では、江戸時代の炭焼きはどのように行われたのだろうか。次に掲げる炭焼証文（小泉教太郎家文書）⁶〔福井県 一九八七〕は、当時の炭焼きの実態をうかがわせる興味深い史料である。

相渡申一札之事

- 一 今度貴殿御持山之内千合谷村分越山立木、二階堂村分御持山之内痛木・ゆがミ木之分、炭二御焼被成度御願被仰上候、此儀ハ貴殿御勝手之助成又ハ我々炭焼家業之者共ニ御座候得共、今年遠方へ持ニも難参候故、御未進銀上納之当無御座渡世共ニ難儀仕候ニ付、焼賃ニ而我々ニ為御焼被下候ニ付相極申定々
- 一 炭かま打雑用としてかま沓ツニ米沓斗ツ、可申請事、
- 一 六貫匁表之炭一俵ニ付焼ちん銀三分ツ、可取候、然共若悪炭焼出し申候ハ、焼チン御引下ケ可被成候事、
- 一 末木・枝ニ至候迄随分炭ニ成次第つがいからげ迄炭ニ可仕候事、
- 一 炭焼ニ山へ参り候往来ニ、薪ハ不及申こけら等迄少ニ而も我屋へ持参仕間敷事、
- 一 惣而立木之内栗木一切切申間敷候、其外目印有之木共伐申間敷事、
- 一 炭焼候而かま方出候節ハ相断表数相改可申事、
- 一 炭之儀表数相改相渡候外、少も隠置外へ売代替候儀ハ不及申ニ、一家

縁者之内へたりとも進物等ニも仕間敷候、若少も隠置候か外へ売代替申品後日ニ相知候ハ、炭壹俵ニ付銀拾匁ツ、過料銀可出之事、
右之定々我々相互ニ吟味仕少も相違候儀仕間敷候、為後日印形証文相渡申所仍如件、

二階堂村炭焼

孫兵衛（印）

同断

忠右衛門（印）

享保二十歳

同断

市兵衛（印）

卯三月

同断

長兵衛（印）

証拠人

市助（印）

同断

新兵衛（印）

同断長百生

奥右衛門（印）

本史料を伝えた小泉家は、嫡子が代々吉左衛門を名乗り、二階堂村の庄屋などをつとめた。一条目によると、吉左衛門は千合谷村・二階堂村（いずれも現越前市）にある持山での炭焼きを公儀に願い出た。先にみた炭焼きの新規出願の事例である。享保二十年（一七三五）、二階堂村で炭焼きを家業とする孫兵衛らがここでの炭焼きを請け負うことになった。今年は遠方へ稼ぎに行くことが難しく、未進銀を上納するあてがないため、吉左衛門の持山で炭を焼いて焼

賃を得たいと孫兵衛らは願ひ出ている。

二条目・三条目は、焼賃に関する取り決めである。ここでは、炭窯を一つつくるための人夫賃として米一斗(二条)、六貫匁俵一俵につき焼賃銀三分となつている。ただし、質の悪い炭を出した場合は焼賃を引き下げてもらつてかわらないとある(三条)。

四〜八条は、炭焼業の内容についての取り決めである。まず炭に用いることのできる木については、末木・枝に至るまで余すところなく炭にするとしている(四条)。その一方で、栗木や目印の付いた木は一切伐らないとあり(六条)、炭用の木があらかじめ限定されていたことがわかる。次に炭焼きの不正防止策として、炭を窯から出した際に俵数を確認し(七条)、隠し置いてよそへ売却したり、一家縁者への進物などとしないうりに取り決めていく。そして、よそへの売却が後日に発覚した場合は、一俵につき銀十匁の過料を支払うとしている(八条)。同様に七条目では、炭焼きのために入山した際に薪や柿を持ち帰ることを禁じており、炭焼き夫の私欲を制限する内容となつている。

本史料からは、炭焼きを家業とし、他村へも稼ぎに行くような人々が近世にいたことが判明する。このことは、炭焼きが一定の収益を生む産業として定着していたことを示している。炭焼きの新規出願が増加していった可能性を先に指摘したが、そのなかには、こうした炭焼きに生産を請け負わせるケースもあつたのではないだろうか。いずれにせよ、近世の炭焼きは村単位で完結していたわけではなく、他村からの出稼ぎも含めてみる必要がある。

二階堂村では、庄屋役をつとめた吉左衛門が持山の炭焼きを自村の孫兵衛らに請け負わせた。これは、吉左衛門が持山の資源を有効に活用して利殖を進める動きとみることができ、それに加えて、「御未進銀上納之当無御座渡世共二難儀仕候」という孫兵衛らの嘆願を踏まえるならば、困窮する自村の炭焼

きを救済する側面も指摘できよう。吉左衛門が出願の際にそこまで意識したのか、この史料だけでは判断できないが、炭焼き渡世の安定化は、その担い手だけでなく村全体の課題でもあつたといえよう。

なお、他村からの出稼ぎによる炭焼きについては、三万谷の民俗調査でも報告されている(三章)。しかし、これをどこまでさかのぼってみることができるとかは検討を要する。二階堂村を含む白山地区での民俗調査によると、炭焼きは明治以降盛んになり、日露戦争後は加賀や能登のヤキコ(炭焼き夫)が出稼ぎに来た。地元の人々はこのヤキコから技術を習得し、大正中頃には自ら炭を焼く人が増えたという(武生市 一九七四)。ここでは、近世に二階堂村を基盤とした炭焼きの姿はみえず、むしろ近代に他県から出稼ぎに来た炭焼き夫が技術を伝えたことになつている。当然のことではあるが、同じ出稼ぎの炭焼きといつても、その内実は時代によつて異なり、とりわけ近世と近代の間には大きな断絶が認められるのである。このような段階差を正しく踏まえた上で、炭焼きの担い手や生産の実態を捉えなければならぬ。

本章では、福井藩が山方法度によつて領内の山林での用益を一定程度規制したことを確認した。そのなかで、新規の炭焼きについては、当初は規制する方針をとつたが、後に山奉行が個別に審査を行う形となる。炭焼きが産業の一つとして次第に定着していくと、藩もその実態を認め、運上銀を課すことで財政に組み込もうとしたのであろう。こうして炭焼きが盛んになると、二階堂村の事例でみたように炭焼きを家業とし、村の内外で渡世を行う者もあらわれる。当該期の炭焼きの一部は、このような人々に焼賃を支払い、生産を請け負わせる形で行われたのである。

また、一乗谷との関わりでは、谷の西方にそびえる山が福井藩の御立山となり、山奉行の管轄下で下草や雑木も含めた用益が制限されていたことが注目さ

れる。前述の通り、当地には一乗谷を守る城郭の遺構が残されている。朝倉氏の城跡であることが御立山の設定時に考慮されたかどうかは定かではないが、御立山として管理された結果、少なくとも近世の間は開発を免れ、遺構が保全されたといえるのではないだろうか。この東郷御立山の一部は、明治期に国有化され、後に県営模範林となり、一乗谷周辺での本格的な造林計画の先がけとなった(二章)。このように管理主体が藩から県へと変わり、県民共有の山林としてその保全と活用が図られていったのである。

おわりに

本稿では、中世山城跡での土地利用の歴史を重層的に把握するという問題意識のもと、越前国一乗谷城とその周辺の山林利用の実態を探った。その成果を、城跡の改変の実態とその歴史的な背景の二点に整理してまとめる。

まず改変の実態を明らかにするため、現地調査をもとに城跡の現況を把握した。その結果、尾根筋の山道と炭焼き窯については廃城後に設けられたものであると結論づけた(一章)。

次に、このような改変が行われた歴史的な背景を探るため、近世・近現代の文献史料の検討と麓の住民への聞き取り調査を実施した。これにより、近世については山方法度・山奉行による福井藩の山林管理の体制を読み解くとともに、村方で炭焼きが盛んに行われたことを明らかにできた(四章)。近現代に関しては、一乗谷村での林業の展開過程をたどり、人工林の整備と栗や薪炭などでの収益拡大の二つの方向性が交錯し、戦後に針葉樹の造林が大規模に行われたことを確認した(二章)。また、三万谷での聞き取り調査では、炭焼きから植林への転換や材木の運搬・取引に関するお話をうかがい、山林利益の実体験を記録することができた(三章)。

このように、一乗谷周辺の山林は周辺村落の生活と密接な関わりをもち、江戸時代より様々な利益が行われる場であった。一乗谷城跡で現在みることができるといえる山道や炭焼き窯は、せいぜい昭和頃の所産かもしれないが、前提には近世以来の人の営みがあり、その蓄積に思いを致すことで、地域史における山城跡の位置をみつめなおすことができるのではないだろうか。換言すれば、従来等閑視されてきた地域史の様々な側面を、山城跡という場に即して再構成する営みとなろう。こうしたアプローチは、城郭史と地域史との新たな切り結びを可能とし、双方の研究を活性化させるきっかけになるものと考ええる。

なお、本稿では文献調査・現地調査・聞き取り調査の三つの手法を用いたが、それぞれの調査対象にズレがあり、個々の事象の年代や範囲についてあいまいさを残す形となった。たとえば、三万谷での聞き取り調査で、通称「千畳敷跡」の炭焼き窯は安波賀の人々が使っていたのではないかとかがついている。これが正しいとすると、安波賀で同様の聞き取り調査を実施することで、城山での利益の実態をより直接的に探ることができるようかもしれない。また、御立山や県営模範林が設定されたと思われる一乗谷西部の山では、現地調査を行うことができなかった。こうした点も含め、今後さらなる調査が必要であることを指摘し、ひとまず擲筆とする。

参考文献

- 青木豊昭 一九九七「戦国時代越前における畝堀について―その消長と意義―」『眠りからさめた戦国の城下町』福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館
- 青木豊昭 二〇〇三「朝倉義景時代の山城―その縄張の特徴と意義―」松原信之編『朝倉義景のすべて』新人物往来社
- 内堀信雄他 二〇〇六『守護所と戦国城下町』高志書院

- 小野正敏 一九九七『戦国城下町の考古学―一乗谷からのメッセージ―』講談社
- 武生市 一九七四『武生市史 民俗編』
- 農林省編 一九三四『日本林制史資料 第二十卷』朝陽会
- 中西裕樹 二〇〇四『城郭遺構論からみた山岳寺院利用の城郭―戦国期城郭における削平地の配置場所―』『城館史料学』二一
- 長谷川裕子編 二〇一八『越前朝倉氏関係文書および一乗谷周辺村落に関する総合的研究』科研報告書
- 福井県 一九八四『福井県史 資料編15 民俗』
- 福井県 一九九四『福井県史 通史編5 近現代一』
- 福井県 一九八七『福井県史 資料編6 中・近世四』
- 福井県教育委員会 一九八七『福井県の中・近世城館跡』
- 福井市 一九八八『福井市史 資料編13 民俗』
- 福井市 一九九〇『福井市史 資料編1 考古』
- 福井市 一九九四『福井市史 資料編11 近現代二』
- 福井市 一九九六『福井市史 資料編1 考古補遺』
- 福井市 一九九七 a 『福井市史 通史編1 古代・中世』
- 福井市 一九九七 b 『福井市史 資料編6 近世四上』
- 福井市 一九九八『福井市史 資料編12 近現代三』
- 福井市 二〇〇四『福井市史 通史編3 近現代』
- 福井市 二〇〇八『福井市史 通史編2 近世』
- 美山町 一九八四『美山町史 下巻』
- 拙稿 二〇一八『田辺市中三栖・高地山城の遺構をめぐって』『和歌山城郭研究』一七

【付記】一乗谷城の現地踏査及び三万谷での聞き取り調査に関しては、石川美咲氏（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館）よりご高配を賜った。